

令和 3 年度事業計画（案）

1 病院群輪番制病院運営事業

令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年（2022 年）3 月 31 日

○休日診療（日曜、祝日） 72 日 1 病院により運営

○夜間診療（毎日） 365 日 2 病院により運営

峡南地域病院群輪番制病院運営事業実施要領

1 目的

この要領は、病院群輪番制病院運営事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託事業

この委託事業は、休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、輪番病院が重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者を確保し、休日又は夜間の診療を行う病院群輪番制病院運営事業とする。

3 委託料の算定方法

各輪番病院に対する委託料は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、切り上げるものとする。

次の表の第1欄の区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を委託料の額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
休日	37,472円×診療日数 (消費税及び地方消費税は別)	病院群輪番制病院の運営に必要な医師手当、給与費等
夜間	37,472×診療日数 (消費税及び地方消費税は別)	

区分	対象時間
休日	午前8時30分から午後5時30分まで診療を行うもの
夜間	午後5時30分から翌日午前8時30分まで診療を行うもの

(注)診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める祝日及び休日並びに年末年始の日(12月29日から翌年1月3日まで)をいう。

4 輪番地域

この委託事業の輪番地域は市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町(以下「各町」という)とする。

5 輪番病院

輪番病院は、原則として、4に定める輪番地域内にある病院のうちこの委託事業に参加する意思を有し、かつ、救急病院を定める省令第1条第1項の規定に基づき山梨県知事が認定した病院をもって構成するものとするが、地域の実情により、各町は、重症救急患者の受入れに対応できる管内の有床診療所に参加を求めることができるものとする。

6 輪番日の調整

この委託事業に係る輪番日は、峡南保健福祉事務所が、この委託事業に参加する病院(有床診療所を含む。)の希望に基づいて調整し、割り振るものとする。ただし、割り振られた輪番日について変更が生じた場合は、変更内容を速やかに峡南保健福祉事務所へ連絡し、峡南保健福祉事務所はこれを速やかに各町、消防、地区医師会、関係医療機関へ連絡するものとする。

7 各町が負担する委託額

3により算出された額を、4に定める輪番地域に属する各町の人口(前年度9月1日現在)により按分した額とし、各町は、各輪番病院に対して委託料を支払うものとする。

8 委託事業の事務

委託契約に係る事務は、各町が2年ごと交代で行うものとする。

また、委託料の算定、各町が負担する委託料の算定等の事務を峡南保健福祉事務所と共に行うものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。